

評価結果報告書

適用基準:

「児童福祉施設における福祉サービスの第三者評価事業の指針について(通知)
平成14年4月22日 雇児発第0422001号別紙1に準拠

評価対象施設名称	にいくら保育園						運営主体	社会福祉法人朝霧地区福祉会		
定員	90人	年齢別定員	0歳 6	1歳 8	2歳 15	3歳 20	4歳 20	5歳 21		
代表者氏名／役職	園長	諏訪 やよい				職員数	32人	うち常勤保育士 9人	その他 23人	
施設所在地	埼玉県和光市新倉1-36-2					TEL/FAX e-mail	048-463-2002 / 048-463-2013			

評価機関名称	特定非営利活動法人 福祉総合評価機構		
評価担当者氏名	大江 恵子 小出 正治 橋元 洋		
利用者調査実施期間	20年12月15日～20年12月26日		
施設自己評価実施期間	20年12月24日～21年1月15日		
訪問調査実施日	21年2月23日	評価結果提出日	21年3月31日
評価結果合議実施日	21年3月17日		

貴園について実施いたしました第三者評価業務につきまして、その評価結果を別添の通りまとめさせていただきましたので、ご検収下さいませ。

貴法人よりご報告いただきました当園の評価結果につきまして、報告書を受理し、内容に同意いたしました。

21年3月31日

年 月 日

社会福祉法人朝霧地区福祉会 御中

施設名

特定非営利活動法人 福祉総合評価機構 印 代表者氏名

印

- 異年齢保育として、3歳以上児は年間を通して同じグループにてさまざまな活動を行う機会を設けており、グループ構成に関しては、子どもの性格や特徴を考慮して行うなど、園独自の考えのもと行っています。また当番活動では年長児が乳児の部屋でお手伝いを行う等、子どもの関わりを深める活動を探り入れています。
- 子どもがクッキングを行うための調理場を設置しています。調理活動に関しては1歳以上児より行い、スーパーへの材料の買い出しや野菜をちぎる活動から始め、発達に沿って、包丁の使用に至るまで段階的に実施し、食への関心を深めるさまざまな取り組みを行っています。
- 育成児保育を同一法人の療育通園施設と連携して進めており、個別指導計画の作成に際して同一法人内の専門家に相談、助言を得る他、法人内的人事交流、研修等を通じ、園内の専門性の向上を図っています。またケースによってはその療育通園施設による支援や相談対応につなげることも可能としており、同法人のメリットを活かし、施設間の連携を活発に行う仕組みが整えられています。
- 「平成20年度 研修計画」として研修実施・派遣の方針を定め、常勤職員は最低一人1回以上の外部研修参加を目標としており、非常勤職員についても希望を募って参加を促しています。さらに園内研修として、新保育所保育指針(計7回)や第三者評価の活用に関して、外部講師を招いて研修を行うなど、職員の資質向上に向けた積極的な姿勢が見られます。

さらなる向上に向けて改善が望まれる点(評価結果をふまえた総合的な課題)

- 各計画類には整合性の点で課題が見られます。今後は計画から実践、評価反省と次計画への反映というPDCAサイクルの観点から、計画間の連動、実践記録や評価反省のあり方など、さらに精度を高めていくことを期待します。あわせて、0歳を除く3歳未満児については、発達差が顕著な時期であることをふまえ、個別の計画的な支援の保障に向け、個別計画の立案やクラス計画への反映など、状況に応じて計画に明示することを期待します。
- 健康管理マニュアルや、衛生管理、安全管理に係る事項の点検チェック表の不整備が見受けられます。保育環境の衛生管理、子どもの健康管理・安全管理に関するマニュアルの体系を見直して整備を図るとともに、作業手順の基準化・平準化を図るための点検チェック表を整備されることを期待します。
- 守秘義務等については一定のルールや関係手引き等を定め、職員間で徹底を図っていますが、連絡帳や与薬依頼カード、個別状況を記入する室内的ボードや壁かけ式お便りポケットなど、保育現場で日常的に管理・利用される取り扱う一部の情報については、個人情報やプライバシーの保護の観点から、さらなるルールの精査と徹底、利用の目的やルールに関する保護者との意思確認の仕組み確立が期待されます。

評価結果報告書	施設名称	にいくら保育園	適用基準	「児童福祉施設における福祉サービスの第三者評価事業の指針について(通知)」 平成14年4月22日 鹿児発第0422001号別紙1に準拠
I 発達援助の基本				
I - 1 理念・方針の明文化と整合性、自己評価				
I - 1-(1) 保育所の保育理念及び基本方針が明文化されている。(42)	【判断基準】	a) 保育理念及びその理念に基づいた保育サービス提供の基本方針がいずれも明文化されている。 b) 保育理念及び保育サービス提供の基本方針がいずれも明文化されている。 c) 保育理念及び保育サービス提供の基本方針のいずれかが明文化されている。 d) 保育理念と保育サービス提供の基本方針のいずれも明文化されていない。	評価	a
I - 1-(2) 保育計画が、保育の基本方針に基づき、さらに地域の実態や保護者の意向等を考慮して作成されている。(1)	【判断基準】	a) 保育計画が、保育の基本方針に基づき、さらに地域の実態や保護者の意向等を考慮して作成されている。 b) 保育計画は、保育の基本方針に基づき作成されているが、地域の実態や保護者の意向等は考慮されていない。 c) 保育計画が、保育の基本方針に基づいていない。 d) 保育計画が作成されていない。	評価	b
I - 1-(6) 保育理念や基本方針を職員、保護者、関係者に周知するための取り組みを行っている。(43)	【判断基準】	a) 保育理念及び基本方針について、職員や保護者だけでなく、地域の住民や関係機関なども対象に含め、周知を図るための取り組みを行っている。 b) 保育理念及び基本方針について、職員や保護者に周知するための取り組みを行っているが、地域の住民、関係機関などには、その周知を図るための取り組みを行っていない。 c) 保育理念および基本方針について、職員に周知を図る取り組みを行っているが、保護者、関係者には行っていない。 d) 保育理念及び基本方針を職員、保護者、関係者いずれにも周知するための取り組みを行っていない。	評価	a
評価の根拠(この領域に関する施設の状況)				
園のめざすものとして「運営方針」「目指すもの」「保育理念」「保育方針」「保育目標」があり、園パンフレットには「保育理念」「保育目標」、入園のしおり(「園のお知らせ」)に「運営方針」「目指すもの」「保育理念」「保育方針」「保育目標」、和光市保育園案内には「目指すもの」「保育理念」「保育目標」がそれぞれ掲載されている。				
「にいくら保育園保育計画」を作成し、保育理念、保育方針と目標及び年齢別の保育目標と年間指導目標のもと、保育計画を作成し年間指導計画に反映させて保育を実践している。園の取り組み方針は玄関に掲示し保護者へ日々の中でも周知を行っている。今後はさらに園の特徴的な保育や保護者の意向、地域の実態なども必要に応じてふまえた保育計画とし、よりよいものとしていく取り組みを期待したい。				
保護者への理念等の周知の手段としては「園のお知らせ」への記載と入園時の説明が主なもので、玄関ホールにも「運営方針」「保育理念」「保育目標」を掲示しており、年2回の運営委員会(保護者代表、地域代表、市こども福祉課、法人事務局、園代表)の初回でも「運営方針」「保育理念」「保育目標」を説明している。職員向けには休憩室に「保育理念」「保育目標」を掲示、「にいくら保育園、保育計画」に「保育理念」「保育目標」「保育方針」を掲載している。地域・市民等へのより広範囲に向けた周知については市のホームページへの「保育理念」「保育目標」の掲載によっており、パンフレットは来園者、見学者等にも希望があれば配付している。現状では地域・関係機関等への周知については、主に入園を目的とした方々向けの場所・媒体(市役所・ホームページ等)の活用にとどまっている感は否めず、より積極的な取り組みも検討を期待したい。				
評価結果をふまえた園のコメント				
保護者の意向を取り入れた保育計画にするため、保育参加を取り入れ子ども達の育ちを実感できるような内容をこれから検討していきます。園開放や親子講座など地域の人と関わりながら、より地域の情報をキャッチして行こうと思います。これからも理念や基本方針を職員、関係者、保護者など、連携して子どもの育ちの取り組みを行っていきます。				
園の紹介については、市のホームページの他、独自のホームページについても将来的に考えて行きたいと思います。				

評価結果報告書	施設名称	にいくら保育園	適用基準	「児童福祉施設における福祉サービスの第三者評価事業の指針について(通知)」 平成14年4月22日 鹿児発第0422001号別紙1に準拠
I 発達援助の基本				
I - 1 理念・方針の明文化と整合性、自己評価				
I - 1-(3) 指導計画の評価を定期的に行い、その結果に基づき、指導計画を改定している。(2)	【判断基準】	a) 定期的に指導計画の評価を行い、その結果に基づき、指導計画を改定している。 b) 一 c) 定期的に指導計画の評価を行っているが、その結果が指導計画に反映されていない。 d) 定期的な指導計画の評価を行っていない。	評価	b
I - 1-(4) 保育の内容について、職員参加により、定期的に自己評価を行っている。(45)	【判断基準】	a) 保育の内容について、職員参加により、定期的に自己評価を行っている。 b) 一 c) 保育の内容について、定期的に自己評価を行っているが、職員参加が図られていない。 d) 保育の内容について、定期的に自己評価を行っていない。	評価	a
I - 1-(5) 保育の質の向上や改善のための取り組みを、職員参加により行っている。(44)	【判断基準】	a) 定例の会議を含め、年間を通じて職員から提案を募集するか、又は定期的に(年に複数回)意見を聞くための場を設け、保育の質の向上や改善のための取り組みを行って、結果が次回の計画に反映されている。 b) 定例の会議を含め、年間を通じて職員から提案を募集するか、又は定期的に(年に複数回)意見を聞くための場を設け、保育の質の向上や改善のための取り組みを行っている。 c) 定例の会議を含め、年間を通じて職員から意見を募集するか、又は定期的に(年に複数回)意見を聞くための場を設けているが、それを踏まえて、保育の質の向上や改善のための取り組みを行っていない。 d) 定例の会議を含め、保育の質の向上や改善に関し、職員からの意見を聞いていない。	評価	a
評価の根拠(この領域に関する施設の状況)				
各学年とも年間指導計画を作成し、月間保育計画を作成し保育を実践している。月間保育計画は0歳児は個別に立て、日誌にて個別に記録をしている。クラスとしての活動は月計画(午前活動と午後活動)として立てている。1・2歳児は低月齢と高月齢のグループに分け、週ごとに計画し実践したことを日誌にて記録している。また3歳以上児は毎日の保育活動を計画し実践、日誌にて記録している。次の計画を立てるにあたっては、毎月カリキュラム会議(全クラス参加)及びクラス会議にて、反省して次の計画に反映させている。ただ、年間指導計画及び各月の指導計画(クラス及び個別)が、反省のもとに次にどのように反映させているのかを記録として確認できなかった。今後は計画に関して評価反省を行って次の計画へ反映し、見通しをもった保育の実践がなされることを期待したい。				
評価結果をふまえた園のコメント				
翌月の計画については、評価反省を行っていたが、記録としてはっきり残っていなかった為、年間計画については会議録に記録し、月間計画については月間計画の中に入れ込むなど、様式を工夫し考えて行きます。				
研修報告会については、記録者を決め研修の資料と一緒に回し、欠席者には分かりやすく伝わるように行っています。これからも自主的な勉強会は、計画し意識を高め、質の向上を目指して努めていきます。				

評価結果報告書	施設名称	にいくら保育園	適用基準	「児童福祉施設における福祉サービスの第三者評価事業の指針について(通知)」 平成14年4月22日 鹿児発第0422001号別紙1に準拠
I 発達援助の基本				
I-2 保育のための環境				
I-2-(1) 子どもが心地よく過ごすことのできる環境を整備している。(12)				
【判断基準】 ア 採光に配慮している。 イ 換気配慮している。 ウ 各部屋に温湿度計などがあり、温度・湿度に配慮している。 エ 手洗い場、トイレは、保育中も時折清掃し、不快なにおいがないようにしている。 オ 寝具の消毒や乾燥を定期的に行っている。 カ 屋外の砂場や遊具の衛生面に配慮している。				
【総合判断基準】 a.よく整備されている。 b.概ね整備されている。 c.整備が不十分である。 d.整備されていない。			評価	a
I-2-(3) 生活の場に相応しい環境とする取り組みを行っている。(13)				
【判断基準】 ア 子どもが不安になった時などにいつでも応じられるように、保育者が身边にいる。【0~2歳児】 イ 一人一人の子どもがくつろいだり落ち着ける場所がある。 ウ 眠くなった時に安心して眠ることができる空間が確保されている。【0~1歳児】 エ 食事のための空間が確保されている。 オ 季節にあわせてインテリアが工夫されている。 カ 音楽や保育者の声など、音に配慮している。 キ 屋外での活動の場が確保されている。				
【総合判断基準】 a.よい取り組みが行われている。 b.概ね取り組みが行われている。 c.取り組みが不十分である。 d.取り組みが行われていない。			評価	a
I-2-(4) 長時間にわたる保育のための環境が整備され、保育の内容や方法に配慮がみられる。(23)				
【判断基準】 ア 好きなことをくつろげる空間や遊具がある。 イ 長時間保育を受ける子どもに夕食や軽食が提供されている。 ウ 一人一人の子どもの要求に応えて、抱いたり、声をかけるなど、ゆったりと接している。 エ 異年齢の子ども同士で遊べるように配慮されている。 オ 子どもの状況について、職員間の引継ぎを適切に行っている。				
【総合判断基準】 a.よく配慮されている。 b.概ね配慮されている。 c.配慮が不十分である。 d.配慮されていない。			評価	a
評価の根拠(この領域に関する施設の状況)				
掃除に関しては、外部業者に委託して日々の清掃をする他、各部屋は基本的にはクラス担任が行うようにし、その仕組みについても年度当初に話し合いを行い確認している。清掃表に関しても「掃除表」として貼り出し、随時確認する仕組みになっている。温度・湿度計に関しては各部屋に設置、冬場には加湿器を使用してい湿度調整を行っている。寝具の清掃は、月1回布団乾燥を行うとともに、シーツは必要に応じて随時行う他、週1回洗濯し、清潔に努めている。砂場に関しては砂を補充、抗菌効果のある砂を使用している。園児の使用する玩具については、口に入れるものは毎日消毒しているとのことである。				
0~1歳児クラスでは、おままごとや絵本コーナー等に分けるとともに、寝たり着替えをするスペースや食事や製作をする机のスペースを設置し、寝る・活動・食事が円滑にできるように配慮している。また1~2歳児は年齢に応じて2グループに分け、少人数で活動ができるようしている。また3歳以上児に関しては、ホールや多目的室を活用し、調理保育を行ったり、ままごとコーナーやブロックコーナーを設置し、子ども達が自分で活動を選んでできるように配慮している。また1階ホールでは、雨天の際の運動遊びや対応を行い、ダイナミックな活動ができるスペースを確保している。また園庭はタイヤや丸太の木等を設置し、さまざまな遊びが展開できるように配慮するとともに、2階ベランダにおいてもプール活動を行ったり、園庭とベランダに分かれて屋外活動が年齢に応じて行えるようにしている。玄関ホールではひな人形を飾ったり、子ども達が製作した季節の作品を掲示したり棚に置いたりしている。				
18時までは各クラスで過ごし、延長保育が始まる18時になると「ほしの部屋」に集まり異年齢(0~5歳児)の集合保育の形態で過ごす。降園時間により食事の内容と時間が異なっており、19時降園の子どもは18時15分におやつを、20時降園の子どもは18時30分に夕食を、それぞれ隣接する「ゆめの部屋」で摂っている。子ども達が自由に過ごせるための配慮として、担当保育士の判断で他クラスから玩具や遊び道具を持ち寄っている。情報伝達のために毎朝の朝礼を行い、情報の共有を図り、「引継ぎノート」(幼児用、乳児用に区分)に記載して職員に周知している。保育中あるいは勤務シフトの関係で朝礼に出られない職員は、「引継ぎノート」で確認する仕組みになっている。				
評価結果をふんだんにコメント				
子ども達が、心地よく過ごす環境としてこれからも配慮していきます。				

評価結果報告書	施設名称	にいくら保育園	適用基準	「児童福祉施設における福祉サービスの第三者評価事業の指針について(通知)」 平成14年4月22日 雇児発第0422001号別紙1に準拠		
I 発達援助の基本						
I-2 保育のための環境						
I-2-(2) 調理場、水周りなどの衛生管理は、マニュアルに基づいて適切に実施されている。(52)						
【判断基準】						
a) 調理場、水周りなどの衛生管理は、マニュアルがあり、適切に実施されている。						
b) 調理場、水周りなどの衛生管理は、マニュアルまたは確立された手順によって、概ね適切に実施されている。						
c) 調理場、水周りなどの衛生管理は、マニュアルはあるが、適切に実施されていない。						
d) 調理場、水周りなどの衛生管理が適切に実施されておらず、そのためのマニュアルもない。						
			評価 b			
評価の根拠(この領域に関する施設の状況)						
調理業務は外部業者に委託しており、調理場及び調理場水回りの衛生管理については、事業者の衛生管理基準に基づき実施され、園に報告されている。日々の食材受領内容(時間、温度含む)、水質、冷蔵庫の温度等の管理については「給食日誌」で毎日、設備機器・環境整備の状況については月1回の衛生管理点検で、さらに事業者の責任者が年2回来園して行う衛生点検で、従事者の衛生点検、作業中の衛生点検、作業中の衛生管理など細目にわたる点検が行われている。調理従事者が感染源となることの防止対策として、月2回腸内細菌検査が行われ、その結果も園に報告されている。						
「衛生管理・感染症予防マニュアル」を整備し、職員については、職員が感染源とならないための対策(健診・健康管理・感染症対応)、保育者の日常的な配慮、実践事項(手洗い・消毒・清潔など)が、園児については日常習慣等(つめ・手洗い・タオル)について、さらに調理保育時の職員と園児の衛生管理、冬場の湿度管理、職員のインフルエンザ予防接種などを定めて実施している。また、強化策として「ノロウイルス等の嘔吐対応マニュアル(ノロウイルス・赤痢・サルモネラ菌・O157)」を整備し、職員は毎月腸内細菌検査を行っている。いずれのマニュアルについてもその内容について、職員会議を通じて職員に周知徹底を図っている。						
園児用トイレについては「トイレ掃除チェック表」が整備されており、各クラスのトイレ掃除、消毒はクラス担当者がチェック表に定める項目に従って行い、職員用トイレは施設掃除とともに外部業者に委託しており、事業者の衛生管理基準に基づき実施されている。園児の嘔吐時には「嘔吐物処理セット」を使用しており、園内4箇所(1階の0歳児・1歳児の各クラス、1.2歳児のトイレ、2階の(にじの部屋)に配置していて、職員全員に使用方法の周知を図っている。沐浴設備・哺乳瓶・プール・手洗い場等の衛生管理については決められた手順に従って行っているが、さらには万全を期すために、厨房を除く水周り項目の洗い直しを行い、マニュアルを体系的に整理し整備されることも検討したい。また園児用トイレの手拭きタオルが共用とされていた点については、感染症予防など衛生上の観点から、改善が望まれる。						
評価結果をふまえた園のコメント						
沐浴室、手洗い場などの水回りについて、決まっている事以上に消毒など見直しを行います。子どものトイレ手洗い場のタオルについては、共同に使わないよう個人のタオルを使うか使い捨てペーパータオルにするかは、金銭面と日常の子どもの動線を考慮し検討します。						

評価結果報告書	施設名稱	にいくら保育園	適用基準	「児童福祉施設における福祉サービスの第三者評価事業の指針について(通知)」 平成14年4月22日 雇児発第0422001号別紙1に準拠
I 発達援助の基本				
I-2 保育のための環境				
I-2-(5) 子どもが自発的に活動できる環境が整備されている。(16)				
【判断基準】				
ア 子どもの発達段階に即した玩具や遊具が用意されている。 イ 子どもが自由に素材や用具などを自分で取り出して遊べるように工夫されている。 ウ 好きな遊びができるコーナーが用意されている。 エ 子どもが自由に遊べる時間が確保されている。				
【総合判断基準】				
a.環境がよく整備されている。 b.概ね整備されている。c.整備が不十分である。 d.整備されていない。			評価	a
I-2-(6) さまざまな表現活動が自由に体験できるように配慮されている。(18)				
【判断基準】				
ア 子どもが自由に歌ったり、踊ったりする場面がみられる。 イ さまざまな楽器を楽しめるようになっている。 ウ クレヨン・絵具・粘土・紙など、様々な素材を子どもたちが自分で使えるように用意されている。 エ 子どもの作品が保育に活かされたり、工夫して飾られたりするなど、大切に扱われている。 オ 身体を使った様々な表現遊びが取り入れられている。 カ 絵本の読み聞かせや紙芝居などを積極的に取り入れている。				
【総合判断基準】				
a.よく配慮されている。 b.どちらかといえば配慮されている。c.配慮が不十分である。 d.配慮されていない。			評価	a
評価の根拠(この領域に関する施設の状況)				
各部屋には、その年齢に応じた玩具を設置したり、必要に応じて保育士が提供し保育が行われている。玩具を設置している棚には、子どもが自分で玩具を選択し片付けガスムーズに行われるよう写真を貼って場所を特定している。延長の時間帯はブロックやおままごとコーナーで遊ぶことができるようしている他、1階の階段部分に絵本コーナーを設け、送迎時や日中に子ども達が絵本を見るができるように、ソファを設置した空間を設けている。また3歳以上児は自由にクラス間を行き来することができ、異年齢の関わりや自由な活動を保障している。				
表現活動として、製作やリトミック・リズム運動、楽器等をカリキュラムに則って実施している。12月に実施される発表会では、年齢に応じて普段の保育内容である体操、歌、劇等を披露する他、楽器の演奏として3歳児はカスタネット、年中児はカスタネット・鈴・パイプシンロフォン等の楽器を取り入れた合奏、年長児については一年間を通して取り組んだ鍵盤ハーモニカを披露する機会としている。劇は年長児が劇を行う他、日々の生活グループである縦割りグループにより披露している。絵本は1階に絵本コーナーを設置しており、日々の生活の中で自由に絵本に触れ合うことができる他、3歳未満児に關しても部屋に子どもの年齢に応じた絵本をコーナーに設置している。また絵本の読み聞かせに地域のボランティアが毎月1回来園し、年齢ごとに読み聞かせを行っている。				
評価結果をふまえた園のコメント				
子どもが、自発的に活動でき、表現活動も楽しんで自由に行えるよう、これからも取り組んで参ります。				

評価結果報告書	施設名稱	にいくら保育園	適用基準	「児童福祉施設における福祉サービスの第三者評価事業の指針について(通知)」 平成14年4月22日 雇児発第0422001号別紙1に準拠
I 発達援助の基本				
I-3 保育サービス(ベーシック)				
I-3-(1) 身近な自然や社会と関わるような取り組みがされている。(17)				
【判断基準】				
ア 子どもが身近に動植物に接する機会をつくっている。 イ 園庭や散歩で拾ってきた葉や木の実など、季節感のある素材を活用している。 ウ 散歩などで地域の人たちに接する機会をつくっている。 エ 地域の公共機関を利用するなど、社会体験が得られる機会をつくっている。				
【総合判断基準】				
a.よく取り組みがなされている。 b.概ね取り組みがなされている。 c.取り組みが不十分である。 d.取り組みがなされていない。 (ア・イについては地域性を考慮し、施設の状況に応じた取り組みがなされなければ可とする)			評価	a
I-3-(2)遊びや生活を通して、人間関係が育つよう配慮している。(19)				
【判断基準】				
ア 子ども同士の関係をよりよくするような適切な言葉かけをしている。 イ けんかの場面では、危険のないように注意しながら、子どもたち同士で解決するように援助している。 ウ 順番を守るなど、社会的ルールを身につけていくように配慮している。 エ 当番活動などが日常生活の中で行われている。 オ 異年齢の子どもの交流が行われている。				
【総合判断基準】				
a.よく配慮されている。 b.概ね配慮されている。 c.配慮が不十分である。 d.配慮されていない。			評価	a
評価の根拠(この領域に関する施設の状況)				
年長児は月1回市の図書館に出向き絵本を借りたり、勤労感謝の日には消防署に出向き感謝の気持ちを表すとともに、施設内の見学も行う機会としている。4・5歳児は春先に近隣の畑にてイモの苗上を行い、秋には4・5歳児が収穫してきたイモで焼き芋大会を行う他、1歳以上児から行う年齢に応じたクッキングの食材にも使用している。また隣接する畑ではジャガイモ・トマト・ナス・ブロッコリー等季節に応じた野菜を栽培。3歳以上児を中心水やりや草むしり等を行い、収穫した野菜は給食やクッキングの食材として食している。またクッキングを行う際には幼児クラスはスーパーへ買い物に行くところから経験している。また勤労感謝の日にちなみ、3歳以上児が給食の搬入業者にお礼に行ったり、4・5歳児は近隣の高齢者施設へ出向き、お年寄りとの交流を行う等、地域の人とかかわる機会を設けている。また4・5歳児の遠足では電車を利用して遠方に出かけ、交通ルールやマナーを知る機会としている。				
3歳以上児は異年齢のグループを、子どもの性格や特徴を考慮して3グループ作り、一年間同じグループで活動を行う機会としている。異年齢のグループ分けに関しては、年度当初の懇談会にて保護者にも構成にあたっての方針に関して説明を行っている。当番活動は4・5歳児から実施し、給食当番等を週ごとに交代で行っている。年長児に関しては、3歳未満児の部屋に出向き午睡導入の手伝いや午睡後の着替えの手伝いを行う機会も設けている。また就学前保育の一環として2月より年長児のみでの生活を行い、徐々に午睡を減らし、集団を意識した活動を多く取り入れている。				
評価結果をふまえた園のコメント				
身近な自然や社会との触れ合い、日々の人との関わりについてこれからも配慮し行なっていきます。				

評価結果報告書	施設名稱	にいくら保育園	適用基準	「児童福祉施設における福祉サービスの第三者評価事業の指針について(通知)」 平成14年4月22日 雇児発第0422001号別紙1に準拠		
I 発達援助の基本						
I-3 保育サービス(ベーシック)						
I-3-(3) 子どもの人権に十分配慮するとともに、文化の違いを認め、互いに尊重する心を育てるよう配慮している。(20)						
【判断基準】 ア 子どもが、自分の意見を保育者などの大人にはっきり言うことができるよう配慮している。 イ 子どもが、他の子どもの気持ちや発言を受け入れられるよう配慮している。 ウ 一人一人の子どもの生活習慣や文化、考え方などの違いを知り、それを尊重する心を育てるよう努めている。 エ 子どもの人権への配慮や互いを尊重する心を育てるための具体的な取り組みを行っている。 オ 子どもの権利擁護に関する研修等に職員が参加している。			評価 a			
【総合判断基準】 a.よく配慮されている。 b.概ね配慮されている。 c.配慮が不十分である。 d.配慮されていない。						
I-3-(4) 性差への先入観による固定的な観念や役割分業意識を植え付けないよう配慮している。(21)						
【判断基準】 ア 性差への先入観による固定的な観念や役割分業意識を植え付けないための配慮について、マニュアルや会議などを通じ、職員間での意思統一が図られている。 イ 子どもの態度や服装、遊び方などについて、性差への先入観による固定的な対応をしていない。 ウ 育児、家事、介護などについて、性差への先入観による固定的な観念や役割分業意識などを植え付けないよう配慮している。 エ 職業について、性差への先入観による固定的な観念や役割分業意識などを植え付けないよう配慮している。			評価 a			
【総合判断基準】 a.よく配慮されている。 b.概ね配慮されている。 c.配慮が不十分である。 d.配慮されていない。						
評価の根拠(この領域に関する施設の状況)						
個々の子どもの状況に配慮し、職員が相互に連携を図りながら園でできる限り個別に援助を行っている。排泄に関してはさらに改善の余地はあるものの、外から見えないように配慮している。年度当初には職員会議にて「性差について」「子どもとのかかわりについて」「子どもの接し方について」話し合いを行い、正しい言葉を使うことや、呼び捨てにしない、子どもの抱き方について等共通理解を図り、話し合った内容については資料としてまとめ、全職員に配付している。また夏場のプール遊びではよしずをかける等、外部からの視線に配慮している。また職員は外部研修として人権や虐待、障がいに関する研修に参加し、参加者は研修報告をまとめ、職員への周知の機会として研修報告会を年3回行い、周知に努めている。						
性差については、男女の性差で役割の区別をしない、色別にて区別しない等、保育の中で性差による固定的な対応をしないように共通理解を図るとともに、3歳以上児の異年齢のグループ分けに関しても、色により行ったりしないように配慮し、名簿も誕生日順として作成している。男性職員に関しても女性職員と同じように保育を実践しており、子どもの服装に関しては、園にいるときには活動に邪魔にならないような服装を選択してもらうために、女の子もズボンの着用を行っている。保護者へは入園当初に説明を行っている。今後とも性差に対する園としての考え方をさらに深め、具体的な保育実践に活かしていくことを期待したい。						
評価結果をふまえた園のコメント						
性差や先入観など固定的な考えは、無くし保育していくことをこれからも職員に周知していきます。子どもの人権にはこれからも充分配慮していきます。						

評価結果報告書	施設名称	にいくら保育園	適用基準	「児童福祉施設における福祉サービスの第三者評価事業の指針について(通知)」 平成14年4月22日 鹿児発第0422001号別紙1に準拠
I 発達援助の基本				
I - 3 保育サービス(ベーシック)				
I - 3-(5) 食事を楽しむことができる工夫をしている。(11)				
<p>【判断基準】</p> <p>ア 食事をする部屋としての雰囲気づくりに配慮している。 イ 食器の材質や形などに配慮している。 ウ 個人差や食欲に応じて、量を加減できるように工夫している。 エ 子どもの負担になるほどに、残さず食べることを強制したり、偏食を直そうと叱ったりしていない。 オ 子どもが落ち着いて食事を楽しめるように工夫している。 カ 時には戸外で食べるなど、様々な食事のスタイルの工夫がある。 キ おやつは、手作りを心がけている。 ク 旬のものや季節感のある食材やメニューを取り入れている。 ケ 嗜好や喫食状況に基づき食事内容を改善している。 コ 子どもが育てた野菜などを料理して食べることがある。 サ 子どもが配膳や後片づけなどに参加できるよう配慮している。 シ 調理作業をしている場面を子どもたちがみたり、言葉を交わしたりできる工夫を行っている。</p> <p>【総合判断基準】a.よく工夫をしている。 b.概ね工夫をしている。 c.工夫はしているが、不十分である。 d.工夫をしていない。 (コについては、地域性により実施が困難である場合は、不適合であってもカウントする必要はない)</p>				
評価 a				
<p>評価の根拠(この領域に関する施設の状況)</p> <p>献立作成に関しては、バランスよく季節の食材を探り入れ、なるべく国産で安全なものを選び、噛むことを意識した食事を献立の中に反映している他、曜日によって豆の日や乾物の日を設ける等、さまざまな配慮を行い作成している。毎月の献立に関しては、旬の食材やよく噛むメニュー、乾物や豆のメニューに波線やラインを引く等を行い、保護者へわかりやすく提示している。また季節に応じた行事食では、節分では豆ごはん、雑祭りでは桜餅を行う等、季節感を感じる機会を設けている。また3月には「セレモニー給食」として年長児がリクエストした給食を取り入れ、バイキング形式にして3歳以上児で楽しんでおり、お楽しみ会(クリスマス)では子どもの好きなメニューーやケーキを提供し、年長児が作ったクッキーをみんなで食している。おやつも毎日手作りのものを提供している。</p> <p>食育への取り組みとして、「調理保育実施予定表」に従って、1歳児より年齢に応じた内容の調理保育を実施、給食の食材の下ごしらえを経験する他、1歳児では手を使った調理として、袋に入れたポテトをこねてマッシュポテトにしたり、2歳児ではホットケーキ、3歳児は手でちぎる等の他、型抜きを使用してクッキー作りを行ったり、4歳児では魚介類を使用してアサリの味噌汁を作ったり、5歳児は包丁を使って野菜炒め等を行う等、季節に応じた食材を使用して、年齢に応じたさまざまな調理保育を月ごとに実施している。また4・5歳児は栄養についても興味をもつように、献立表では栄養分類を色別に記載する工夫を行っている。年長児の調理保育では、栄養に関する興味をもてるような献立を選び行う等、さまざまな配慮のもとで食育活動を行っている。</p>				
<p>評価結果をふまえた園のコメント</p> <p>食に関してこれからも色々な工夫をし、食事を楽しめるようにしていきます。</p>				

評価結果報告書	施設名稱	にいくら保育園	適用基準	「児童福祉施設における福祉サービスの第三者評価事業の指針について(通知)」 平成14年4月22日 雇児発第0422001号別紙1に準拠
I 発達援助の基本				
I-4 保育サービス(オプショナル)				
I-4-(1) 乳児保育のための環境が整備され、保育の内容や方法に配慮がみられる。(22)				
【判断基準】				
ア 授乳は、子どもが欲しがる時に、抱いて目をあわせたり、微笑みかけたりしながらゆったりと飲ませている。				
イ 離乳食については、家庭と連携をとりながら、一人一人の子どもの状況に配慮して行っている。				
ウ おむつ交換時は、やさしく声をかけたり、スキンシップをとりながら行っている。				
エ 一人一人の生活リズムに合わせて睡眠をとることができるように、静かな空間が確保されている。				
オ 外気に触れたり、戸外遊びを行う機会を設けている。				
カ 哺語には、ゆったりとやさしく応えている。				
キ 顔を見合ってあやしたり、乳児とのやりとりや触れ合い遊びを行っている。				
ク たて抱き、腹這いなど、子どもの姿勢を変えている。				
ケ 寝返りのできない乳児を寝かせる場合には仰向けに寝かせている。				
コ 特定の保育者との継続的な関わりが保てるよう配慮している。				
【総合判断基準】				
a.よく配慮されている。 b.概ね配慮されている。c.配慮が不十分である。 d.配慮されていない。	評価	a		
I-4-(2) 障害児保育のための環境が整備され、保育の内容や方法に配慮がみられる。(24)				
【判断基準】				
ア 障害のない子どもの、障害児への関わりに対して配慮している。				
イ 園舎はバリアフリーの配慮がみられる。				
ウ 障害児の特性に合わせた園での生活の仕方の計画が立てられている。				
エ 障害児保育について保育所全体で定期的に話し合う機会を設けている。				
オ 障害児保育に携わる者は、障害児保育に関する研修を受けている。				
カ 医療機関や専門機関から相談や助言を必要に応じて受けられる。				
キ 保護者に、障害児に関する適切な情報を伝えるための取り組みを行っている。				
【総合判断基準】				
a.よく配慮されている。 b.概ね配慮されている。c.配慮が不十分である。 d.配慮されていない。 (評価実施時点において当該施設に障害児がない、もしくは入所の見込みがない場合は評価を行わず、その旨記する)	評価	a		
評価の根拠(この領域に関する施設の状況)				
乳児保育の担当保育士(うち1名は看護師)が決められており、クラス会議で話し合い、個別配慮を織り込んだ月次の指導計画(基本的生活習慣・活動・歌や手遊び・季節によって流行する疾病などに対する具体的な配慮・散歩や戸外遊びなど)を策定して、個々の発達状況・体調・気候に合わせて適宜調節しながら保育を行っている。保育室には、日々の個別の生活状況(睡眠・ミルク・食事・排泄・検温等)を記したボードがあり、子ども一人ひとりの状況がわかるようになっている。ただし個人情報・プライバシー保護の観点からは、戸外活動等で保育室が無人となる時間帯の連絡帳の取り扱いなどとあわせ、運用ルールの検討も期待したい。環境への配慮として「寝る」「遊ぶ」「食べる」の場所を使い分ける工夫を行い、家具やパーテイションなどで室内を区分して使用している。また0歳児は保育室の日照条件の関係から天気の良い日はテラスや遊戯室を活用するなど、子どもの健康への配慮も見られる。				
離乳食については、入園時に保護者に「保育園での離乳食の進め方」を記した書面を配付、説明して了解を得るとともに、入園時面接(保育士・看護師・栄養士)や日々の連絡帳、会話等で得た情報に基づき、個別に段階を進めている。また個別の段階に応じた離乳食を確実に提供するために、事務室の管理のもと、厨房に個別内容を記した「離乳食状況表」を掲示し、調理員は確認して調理している。体調不良時にはおかゆ等を提供するなどの配慮も行っている。午睡時は必ず保育士が見守り、寝返りのできない乳児への配慮を行うとともに、SIDS対策として個別に呼吸チェックを行い、「午睡チェック表」(0歳児は15分ごとに記録している)。				
育成児保育については、保護者と連絡帳や送迎時の会話等で緊密に情報交換を図るとともに、保護者の考えを尊重して、必要に応じてケースカンファレンス会議を開き、個別配慮をした計画に基づき進めている。また同一法人の療育施設(適時)、市の巡回相談時(年2回)、医療機関(適時)等に相談して助言を受け、個別指導計画に反映している。育成児担当保育士は市内公私立保育園合同の研究会「育成保育担当者会議」に参加して事例研究・保育現場見学・識者講演受講等を行い、報告書を作成するとともに職員会議で報告し、園としての共有化を図っている。巡回相談の折には保護者から要望を取り、専門家による指導助言が受けられる機会としている。建物はエレベーターの設置はないが、各フロアはバリアフリーの設計としている。				
評価結果をふまえた園のコメント				
乳児保育についてこれからも工夫し細かい配慮を行うよう努めます。障害児保育についても常に保育の方法を見直しながらこれからも努めます。				

評価結果報告書	施設名称	にいくら保育園	適用基準	「児童福祉施設における福祉サービスの第三者評価事業の指針について(通知)」 平成14年4月22日 鹿児発第0422001号別紙1に準拠		
I 発達援助の基本						
I - 5 一人一人の子どもへの理解・配慮						
I - 5-(1) 一人一人の子どもの発達状況に配慮した指導計画となっている。(3)		<p>【判断基準】</p> <ul style="list-style-type: none"> a) 一人一人の子どもの発達状況に配慮した指導計画となっている。 b) 子どもの発達状況に配慮しているが、一人一人に配慮した指導計画となっていない。 c) 子どもの発達状況の把握に努めているが、それに配慮した指導計画となっていない。 d) 子どもの発達状況の把握に努めていない。 				
		<table border="1" style="width: 100%; text-align: center;"> <tr> <td style="width: 50px;">評価</td> <td style="width: 50px;">b</td> </tr> </table>			評価	b
評価	b					
I - 5-(2) 一人一人の子どもの発達状況、保育目標、生活状況についての記録があり、それぞれの子どもに関係する全職員に周知されている。(4)		<p>【判断基準】</p> <ul style="list-style-type: none"> a) 一人一人の子どもの記録があり、それぞれの子どもに関係する全職員に周知されている。 b) - c) 一人一人の子どもの記録があるが、それぞれの子どもに関係する全職員に周知されていない。 d) 一人一人の子どもの記録がない。 				
		<table border="1" style="width: 100%; text-align: center;"> <tr> <td style="width: 50px;">評価</td> <td style="width: 50px;">a</td> </tr> </table>			評価	a
評価	a					
I - 5-(3) 一人一人の子どもの発達状況、保育目標、保育の実際について話し合うためのケース会議を定期的かつ必要に応じて開催している。(5)		<p>【判断基準】</p> <ul style="list-style-type: none"> a) ケース会議を定期的かつ必要に応じて開催している。 b) ケース会議を必要に応じて開催しているが、定期的には開催していない。 c) - d) ケース会議を開催していない。 				
		<table border="1" style="width: 100%; text-align: center;"> <tr> <td style="width: 50px;">評価</td> <td style="width: 50px;">a</td> </tr> </table>			評価	a
評価	a					
<h3 style="text-align: center; background-color: #90EE90; padding: 5px;">評価の根拠(この領域に関する施設の状況)</h3> <p>0歳児は個別の月間保育計画を作成し、毎日記録を個別にしている。1・2歳児に関しては、毎日の日誌に個別に配慮が必要な子について記録している。また1歳以上児に関しては個別計画は立てていないため、クラス会議にて話し合いを行い配慮し、児童票にて、0歳児は毎月、1歳以上児に関しては年4回子どもの状況を記録している。なお、1歳以上児については、配慮を要する子について計画的に保育を行っている実態は確認できなかった。3歳未満児は個別の発達状況に大きな差がある年齢であること、及び3歳以上児に関しても、集団生活の中において配慮をする子もいるため、今後は個々の子どもの発達状況に応じて、個別に計画が必要なケースには個別計画を立て、個別の配慮をより担保していく仕組みの構築を検討されたい。</p> <p>一人ひとりの子どもの発達状況については、児童票の発達の状況の項に記録している。0歳児は毎月食事・生活・発達運動・情緒・遊び・言葉等を、1歳児以上は3ヶ月ごとに基本的生活習慣・健康・運動・遊び・人との関わり・言葉・表現等を、担任が個人別にそれぞれの項目ごとに記録し、クラス会議での話し合いを経て職員間の共有を図り、月間指導計画に個別配慮として反映している。記録・文書は関わる職員全員が閲覧でき、事務室の施錠できる書庫に保管している。0・1歳児については、個別の日々の状況を「保育日誌」に記録して日常保育に反映するとともに、発達の状況記入時の資料としても活用している。現在、年間指導計画・月間指導計画・週案・保育日誌の様式を、見やすく記入しやすい形に改訂することを検討している。</p> <p>何らかの理由で特別に配慮を必要とする子ども(育成児を除く)への対応については、クラスを中心としたケース会議(定期として5・9・1月と必要に応じて)を開き、個別に配慮した計画を策定して行っている。内容は記録し、職員会議で周知を図っている。また内容に応じて、児童相談所や育成児に関する巡回相談時の発達心理士と連携を図り、個別指導計画に反映させている。</p>						
<h3 style="text-align: center; background-color: #90EE90; padding: 5px;">評価結果をふまえた園のコメント</h3> <p>0歳児に関しては、引き続き行っています。3歳未満児については記入方法や内容について5月から始められるよう検討しています。3歳以上児についても個別に計画が必要なケースについて内容を検討しています。</p> <p>子どもの状況について記録し、職員間で伝え合い対応に違いがないようこれからも努めます。</p>						

評価結果報告書	施設名称	にいくら保育園	適用基準	「児童福祉施設における福祉サービスの第三者評価事業の指針について(通知)」 平成14年4月22日 鹿児発第0422001号別紙1に準拠		
I 発達援助の基本						
I-5 一人一人の子どもへの理解・配慮						
I-5-(4) 子ども一人一人への理解を深め、受容しようと努めている。(14)						
【判断基準】 ア 子どもに分かりやすい温かな言葉づかいで、おだやかに話している。 イ 「早くしなさい」とせかす言葉や「だめ」「いけません」など制止する言葉を必要に用いないようにしている。 ウ 子どもの質問に対して、可能な限りその場で対応するよう努めている。 エ 「できない」「やって」など言ってくる子どもに対して、その都度気持ちを受け止めて対応している。 オ 「いや」と駄々をこねたり、自分を表現する力が十分でない子どもの気持ちをくみとろうとしている。 カ 登園時に泣く子どもに対して、放っておいたり、叱ったりするのではなく、子どもの状況に応じて、抱いたり、やさしく声をかけたりしている。			評価 a			
【総合判断基準】 a.子どもをよく受容しようと努めている。b.概ね子どもを受容しようと努めている。c.子どもを受容しようとする努力が不十分である。d.子どもを受容しようと努めていない。						
I-5-(5) 基本的な生活習慣や生理現象に関しては、一人一人の子どもの状況に応じて対応している。(15)						
【判断基準】 ア 可能な限り、トイレに行くことをせかしたり、強制したりせずに、一人一人のリズムに合わせるようにしている。 イ おもらしをしたときに、その都度やさしく対応し、子どもの心を傷つけないよう配慮している。 ウ 可能な限り、衣服の脱ぎ着に際して、せかしたり、着せてしまったりしないで、自分でやろうとする子どもの気持ちを大切にしている。 エ 子どもが自分で着脱しやすいうように、衣類の整理の仕方や着方の援助について工夫がみられる。 オ 休息時には、子守歌を歌ったり、背中を軽くたたくなど、安心して心地よい眠りにつけるように配慮している。 カ 休息時間以外でも、一人一人の状況に応じて、眠らせたり、身体を休ませるようさせたりしている。 キ 休息時間に、眠くない子どもへの配慮をしている。			評価 a			
【総合判断基準】 a.一人一人の子どもの状況に応じてよく対応している。 b.一人一人の子どもの状況に応じ、概ねよく対応している。 c.一人一人の子どもの状況に応じた対応が不十分である。 d.一人一人の子どもの状況に応じた対応をしていない。						
評価の根拠(この領域に関する施設の状況)						
子どもの状況に関しては、個々の状況に応じて対応している。また入園前には個別面談を行い、個々の子どもの状況を把握し、対応できるように配慮している。また入園後に関しても、全保護者対象に個人面談を年1回実施し、子どもの状況を把握し、クラス会議にて周知してクラスでの共通理解を図るとともに、全職員が共通理解を図る必要がある場合には職員会議や保育士会議(非常勤職員を含む)にて報告している。ただ、個々の子どもの状況に応じて個別に計画を立て実践している状況は、1歳以上児に関しては見受けられなかったため、今後は個別ケースに応じて対応できる計画作成を期待したい。また0歳児に関しても個別の発達に応じた計画としては、さらに改善を要する点も見受けられたため、今後は計画の書式や記載のあり方等について、さらなる取り組みを期待したい。						
子どもが自ら着脱ができるよう、0歳児より個別の着替えトレイを子どもの手の届く場所に設置し、着替えた後の服を片付ける等、年齢に応じて子どもが自分でできるような環境を設定している。また子どもがわかりやすいように個別マークを個別のケースに貼り、提示している。また排泄に関しては、活動の合間に促す他、個別に応じて強制せず、自由にトイレに行くことができる環境を提供している。午睡は各部屋で実施、カーテンを使用して適宜遮光している。眠くない子に関しては、基本的に体を休める時間とし、静かに横になるように促すとともに、個別の状況を保護者と話し合いを行う場合もある。また早く目覚めた場合には他の部屋で過ごす等の配慮を行っている。年長児に関しては2月より就学に配慮して徐々に午睡を減らしているが、個別の状況に応じ、場合によっては保護者と話し合いを行い、進めている。						
評価結果をふまえた園のコメント						
これからも一人一人に対しての理解や状況に応じての対応を継続して行なっていきます。計画の書式は、検討していきます。						

評価結果報告書	施設名称	にいくら保育園	適用基準	「児童福祉施設における福祉サービスの第三者評価事業の指針について(通知)」 平成14年4月22日 鹿児発第0422001号別紙1に準拠
---------	------	---------	------	--

II 運営管理

II-1 子どもの健康・安全管理

II-1-(1) 登園時や保育中の子どもの健康管理は、マニュアルなどがあり子ども一人一人の健康状態に応じて実施している。(6)

【判断基準】

- a) 健康管理は、マニュアルなどがあり、子ども一人一人の健康状態に応じて実施している。
- b) 健康管理は、マニュアルなどはないが、各児童の健康状況に応じて実施している。
- c) -
- d) 健康管理は、子ども一人一人の健康状態に応じて実施していない。

評価	b
----	---

II-1-(2) 健康診断の結果について、保護者や職員に伝達し、それを保育に反映させている。(7)

【判断基準】

- a) 健診結果について、保護者や職員に伝達し、保育に反映させている。
- b) -
- c) 健診結果について、保護者や職員に伝達しているが、保育に反映させていない。
- d) 健診結果について、保護者や職員に伝達していない。

評価	a
----	---

II-1-(3) 感染症への対応については、マニュアルなどがあり、発生の状況を必要に応じて保護者に連絡している。(8)

【判断基準】

- a) 感染症への対応については、マニュアルなどがあり、発生の状況を必要に応じて保護者に連絡している。
- b) -
- c) 感染症への対応については、発生の状況を必要に応じて保護者に対して連絡しているが、マニュアルなどはない。
- d) 感染症への対応については、発生の状況を保護者に連絡していない。

評価	a
----	---

II-1-(4) 専門医から指示があった場合、アレルギー疾患をもつ子どもの状況に応じて適切な対応を行っている。(9)

【判断基準】

- a) 専門医から指示があった場合、アレルギー疾患をもつ子どもの状況に応じて適切な対応を行っている。
- b) -
- c) -
- d) 専門医から指示があった場合、アレルギー疾患をもつ子どもに対する特別な取り組みを行っていない。

評価	a
----	---

評価の根拠(この領域に関する施設の状況)

健康管理に関するマニュアルはないが、日々の健康状態の確認は、保育士による登園時の視診、保護者からの口頭連絡、連絡帳により行い、必要に応じて「引継ぎノート」に記録して毎朝の朝礼で職員に周知し、熱や気になる症状があった場合は看護師に相談するとともに、その後の経過を個別に保育日誌に記録している。ケガの時も同様の対応を取っている。また必要に応じて担任から保護者に体調変化等に関する情報提供を行っている。薬については、医師の処方箋に限り、1回分を、保護者から「与葉依頼カード」と薬をセットにして預かり、保育士が時間に合わせて対応している。今後は職員間の理解共有や看護師不在時等の確実な対応に向け、健康管理に関するマニュアルの整備を期待したい。

入園時に保護者から提供を受けた出生時や発達の状況・体質、あるいは面談で得た健康に関する情報を児童票の中の「健康の記録」に記録し、入園後の健康状態の記録とあわせて、個別の健康管理を一貫して行っている。健康上の配慮が必要な子どもの情報は、個別の状況・対応内容ごとに、クラス会議・職員会議を通じて職員に周知し、日常の保育に反映している。内科健診を、0歳児は2ヶ月に1回、1歳児以上は年2回、全年齢児を対象に歯科健診とぎょう虫検査を年1回、身体測定を月1回実施し、その結果を「健康の記録」に担任が記録している(5・10月)。身体測定の結果は連絡帳添付の「身体測定表」で、健診等の結果は連絡帳で保護者に伝え、異常が見られたときは、担任または看護師から直接保護者に伝えている。

「衛生管理・感染症予防マニュアル」に、日常的な感染予防のための衛生管理方法を定め、職員会議で全職員に周知して実施している。また、保護者に「入園のしおり」で感染症に関する出席停止基準、罹患したときの手続基準等を明示して説明、了承を得て実施している。発生時には職員に周知を図るとともに、保護者には玄関の掲示物、送迎時の口頭連絡等で伝えている。アレルギー対応は、医師に指示書に基づき実施している。食物アレルギーには、個別に「給食個別対応申請書」「除去食希望申請書」等によって対応内容を把握して、除去食を個別内容を記した「アレルギー確認書」で点検確認して提供している。原因変化、改善等があった場合も医師の指示書に基づき、所定の申請文書内容に従い対応している。

評価結果をふまえた園のコメント

健康管理に関するマニュアルは、看護師と共に検討し作成します。その他の健康に関することは、引き続き努めていきます。

評価結果報告書	施設名稱	にいくら保育園	適用基準	「児童福祉施設における福祉サービスの第三者評価事業の指針について(通知)」 平成14年4月22日 雇児発第0422001号別紙1に準拠
II 運営管理				
II-1 子どもの健康・安全管理				
II-1-(5) 事故や災害に適切に対応できるマニュアルがあり、全職員に周知されている。(50)	【判断基準】	a) b) c) d)	評価	a
II-1-(6) 事故防止のための具体的な取り組みを行っている。(51)	【判断基準】	a) b) c) d)	評価	b
			評価	
			評価	
			評価	
評価の根拠(この領域に関する施設の状況)				
施設や地域の実態をふまえた「緊急対応マニュアル」で事故発生時の対応体制を定め、年間避難訓練計画で、災害時の役割分担、消火器・火災報知器の配置・操作、避難経路、毎月の訓練目標(火災・地震・防犯)等を定めて、全職員が参加して避難訓練を実施しており、消防署・警察署による指導、保護者による引き取り訓練も各年1回繰り込まれている。毎回の訓練の後には全職員で反省会議を行い、訓練を見直し、課題と対策の共有化を図るとともに、次回の訓練に反映させている。事故については氏名・発生日時・場所・内容等を「事故報告書」に記載するとともに、職員会議に報告して共有化を図り、再発防止に取り組んでいる。				
施設設備(園外周・屋内外・駐車場等)に係る事故防止を目的とするチェックリストはなく、早番職員・クラス担任が、日々園が定めた箇所の点検を行い、問題があった場合は園長に報告する仕組みになっている。散歩については、毎月の指導計画に散歩についての留意点(人数に見合った職員配置、事前チェック等)を記載し、散歩実施表(職員・クラス名・園児数・行先・出発・帰園予定・帰園時間・防犯ブザー・笛・携帯電話等)に基づき、点検準備して実施している。散歩中のケガについても氏名・場所・時間を記録して危険箇所の共有を図っている。また市から連絡される不審者情報を事務室、玄関ホールに掲示して職員・保護者が情報の共有を図るようにしている。園の実態をふまえた、設備・園庭に関する点検箇所を明示したチェックリストの整備が期待される。				
平成20年度は市が開催した危機管理研修に全職員が参加し、事故や災害を含む種々の危機管理への取り組みについて共有を図っている。				
評価結果をふまえた園のコメント				
室内遊び、園庭あそびについてのルールや注意点が、新園舎になってから変わった所もあり、確認と検討の必要がある。口頭のみの伝達を事故防止のためチェックリスト作成を検討していきます。				

評価結果報告書	施設名称	にいくら保育園	適用基準	「児童福祉施設における福祉サービスの第三者評価事業の指針について(通知)」 平成14年4月22日 鹿児発第0422001号別紙1に準拠
II 運営管理				
II-1 子どもの健康・安全管理				
II-1-(7) 虐待を受けていると疑われる子どもの早期発見に努め、得られた情報が速やかに園長まで届く体制になっている。(28)	【判断基準】	a) 虐待などの早期発見に努め、得られた情報が速やかに園長まで届く体制になっている。 b) — c) 虐待などの早期発見に努めているが、得られた情報が速やかに園長まで届く体制になっていない。 d) 虐待などの早期発見に努めていない。	評価	a
II-1-(8) 虐待を受けていると疑われる子どもの保護者への対応について、児童相談所などの関係機関に照会、通告を行う体制が整っている。(29)	【判断基準】	a) 虐待を受けていると疑われる子どもの保護者への対応について、児童相談所など関係機関に照会、通告を行う体制が整っている。 b) — c) — d) 虐待を受けていると疑われる子どもの保護者への対応について、児童相談所など関係機関に照会、通告を行う体制が整っていない。	評価	a
評価の根拠(この領域に関する施設の状況)				
県作成の「教職員・保育従事者のための児童虐待対応マニュアル」とそのダイジェスト版があり、事務室に常置して常時閲覧可能としているが、周知に向けた取り組みや閲覧確認などは行っていないため、今後の検討が待たれる。「登園 受入れ・指針マニュアル」に視診時の確認点などが明記され、ファイルされて事務室に常備されるとともに、朝の受け入れ時のチェック表にも添付されている。				
虐待の疑いが発見された場合、発見者から園長に報告され、市こども福祉課を通じて市保健センター、家庭児童相談室などと連携を図る仕組みとなっている。事例として保健師、主任児童員、家庭児童相談員、市児童相談所と連携して経過を見守っている。保育士が市主催の虐待関連研修に参加して研鑽しており、今後報告等によって共有を図ることである。				
評価結果をふまえた園のコメント				
虐待を受けている子どもの対応は、今まで通り関係機関との連携のもと対応していく				

評価結果報告書	施設名称	にいくら保育園	適用基準	「児童福祉施設における福祉サービスの第三者評価事業の指針について(通知)」 平成14年4月22日 鹿児発第0422001号別紙1に準拠
II 運営管理				
II-2 情報提供・保護者とのコミュニケーション				
II-2-(4) 家庭の状況や保護者との情報交換の内容が必要に応じて記録され、関係職員に周知されている。(26)	【判断基準】	a) 家庭の状況や保護者との情報交換の内容が必要に応じて記録され、関係職員に共有されている。 b) — c) 家庭の状況や保護者との情報交換の内容が必要に応じて記録されているが、関係職員に共有されていない。 d) 家庭の状況や保護者との情報交換の内容が必要に応じて記録されていない。	評価	a
II-2-(5) 保育の実施に当たり、保護者から意見を聞くための取り組みを行い、その意向に配慮している。(49)	【判断基準】	a) 日常的に保護者と接する場面で意見を聞く以外に、懇談会や保育への参加の機会を設けるなど、保護者の意見を聞くための取り組みを行うとともに、その意向に配慮している。 b) 日常的に保護者と接する場面で意見を聞く以外に、懇談会や保育への参加の機会を設けるなど、保護者の意見を聞くための取り組みを行っている。 c) — d) 日常的に保護者と接する場面で意見を聞く以外には、保護者の意見を聞くための取り組みを行っていない。	評価	a
II-2-(6) 子どもの発達や育児などについて、懇談会などの話し合いの場に加えて、保護者と共に理解を得るための機会を設けている。(27)	【判断基準】	a) 懇談会などの話し合いの場に加えて、保護者の保育参加など、保護者と共に理解を得るための機会を設けている。 b) — c) 懇談会などの話し合いの場を設けているが、保護者と共に理解を得るための機会を設けていない。 d) 懇談会などの話し合いの場を設けていない。	評価	a
評価の根拠(この領域に関する施設の状況)				
家庭の状況については、入園時に保護者から提供を受けた情報を、個別に「児童票の家庭の状況」に記録するとともに、個別面談で得た情報は「個別面談記録」に記録している。この記録は関わる職員全員が閲覧でき、事務室の施錠できる書庫に保管している。日々の保護者と園の情報交換については、連絡帳や送迎時の口頭連絡等を通じて行い、必要に応じて毎朝の朝礼で口頭連絡するとともに、業務日誌に記録して回覧して周知を図っている。内容によってはクラス会議・乳児及び幼児会議・保育士会議・職員会議で周知を図り、議事録に記録している。何らかの理由で会議に出席できなかった職員には議事録の写しを回覧して周知を図っている。				
評価結果をふまえた園のコメント				
家庭の状況など職員間で伝達し合い、保護者からの意見を伝え合い配慮することは、これからも努めています。				
保護者との共通理解を得るため引き続き懇談会などの機会をつくっていきます。				

評価結果報告書	施設名称	にいくら保育園	適用基準	「児童福祉施設における福祉サービスの第三者評価事業の指針について(通知)」 平成14年4月22日 鹿児発第0422001号別紙1に準拠
II 運営管理				
II-3 人材育成				
II-3-(1) 職員の研修ニーズを把握し、職員に適切な研修機会を確保している。(46)				
【判断基準】 a) 職員の資質向上に向けた目標に基づき、各職員についてどのような技術・技能を修得する必要があるかを把握し、適切な研修機会の確保を行っている。 b) 職員の研修機会は確保しているが、職員の資質向上に向けた目標に基づき、各職員についてどのような技術・技能を修得する必要があるかを把握していない。 c) — d) 職員の研修機会を確保していない。				
評価 b				
II-4 守秘義務				
II-4-(1) 守秘義務の遵守を周知している。(47)				
【判断基準】 a) 保育にあたり知り得た子どもや家庭に関する秘密の保持に関する規程が定められ、遵守すべき事項を周知の上、実施されている。 b) 保育にあたり知り得た子どもや家庭に関する秘密の保持に関する規程は定められていないが、遵守すべき事項が周知され、実施されている。 c) 保育にあたり知り得た子どもや家庭に関する秘密の保持について、遵守すべき事項が周知されているが、実施されていない。 d) 保育にあたり知り得た子どもや家庭に関する秘密の保持について、職員に周知していない。				
評価 a				
評価の根拠(この領域に関する施設の状況)				
「平成20年度 研修計画」として研修実施・派遣の方針を定めており、常勤職員は最低一人1回以上の外部研修参加を目標としており、非常勤職員についても希望を募って参加を促すこととしている。担当や経験年数等を目安に職員をグループ化し、グループごとに研修派遣の目安を決め、参加させるべき研修の大まかな内容を明示している。ただし、職員個別の目標管理や育成計画の策定などは行っていない。実態としては職員一人ひとりに必要な研修、修得すべきスキル等は把握されているものと思われるが、今後はそれを明示し、園の仕組みとして運用していくことを期待したい。				
園内研修として、新保育所保育指針(計7回)や第三者評価の活用に関して、外部講師を招いて研修を行っている。別に行政や関連団体等の研修に各職員を参加させており、保健衛生や子育て、保育手法、虐待対応や新保育所保育指針などに関する研修を職員が受講している。また市こども福祉課の取り組みとして、保育園の危機管理に関する全8回の研修プランがあり、21年1~2月に実施し、公私立問わず保育園職員が参加可能として、保育園職員として危機管理意識の向上と啓発を図っている。職員が参加した研修について、報告書と資料を回覧して職員間で共有する他、年3回「研修報告会」を行い、各職員が参加した研修の成果を共有する機会としているが、記録としては残されていないため、今後の検討が待たれる。				
評価結果をふまえた園のコメント				
園の仕組みに合わせ研修内容を選び、個々の職員に必要な内容を伝え研修を受けるように努めます。				
守秘義務についてこれからも守っていきます。				

評価結果報告書	施設名称	にいくら保育園	適用基準	「児童福祉施設における福祉サービスの第三者評価事業の指針について(通知)」 平成14年4月22日 鹿児発第0422001号別紙1に準拠				
III 多様な子育てニーズへの対応／ 地域住民・関係機関との連携								
III-1 多様な子育てニーズへの対応								
III-1-(1) 多様な子育てニーズを把握するための取り組みを行い、それを事業に反映している。(30)								
【判断基準】								
a) 多様な子育てニーズの把握と、それに対応した計画策定と実施、関連機関との連携、職員の資質向上のための教育が適切に行われている。								
b) 多様な子育てニーズを把握するための取り組みを行い、それを事業に反映させている。								
c) 多様な子育てニーズを把握するための取り組みは行っているが、それを事業に反映させていない。								
d) 多様な子育てニーズを把握するための取り組みを行っていない。								
(取り組みの結果把握したニーズが現行のサービスの範囲内にとどまっている場合は、挙証材料による事実確認ができるばaとしてよい)								
評価	b							
III-1-(2) 育児相談など地域の子育て家庭を対象とする子育て支援のための取り組みを行っている。(31)								
【判断基準】								
ア 電話やファクスなどによる子育て相談を行っている。								
イ 来園による子育て相談を行っている。								
ウ 育児情報の提供を行っている。								
エ 地域の子育て家庭の親子が定期的に集まる機会を設けている。								
オ 地域の子育て家庭の親子と園に通っている親子が交流する機会を設けている。								
カ 地域の母子保健活動と連携した取り組みを行っている。								
【総合判断基準】								
a.よい取り組みが行われている。 b.概ね取り組みが行われている。c.取り組みが不十分である。								
d.取り組みが行われていない。								
(地域性により、上記取り組みの実施事例に乏しい場合は、取り組みのための体制が整っていることの事実確認ができるば、実施されていると判断してよい。また、上記取り組みのうち実施の必要がない、もしくは困難であると判断できるものは、基準から除外し、不適合にカウントしない)								
評価	a							
III-1-(3) 一時保育は、一人一人の子どもの心身の状態を考慮し、通常保育との関連を配慮しながら行っている。(32)								
【判断基準】								
ア 一時保育のための保育室などの確保に配慮している。								
イ 一時保育のための担当者が決められている。								
ウ 一人一人の子どもの日々の状態を把握している。								
エ 保護者とのコミュニケーションを十分にとっている。								
オ 一時保育の子どもと通常保育の子どもとの交流に配慮している。								
【総合判断基準】								
a.一時保育の内容や方法によく配慮している。								
b.一時保育の内容や方法に概ね配慮している。								
c.一時保育の内容や方法に対する配慮が不十分である。								
d.一時保育の内容や方法に配慮していない。								
※ 一時保育を実施していない施設は本項目の評価を行わず、その旨付記する。								
評価	a							
評価の根拠(この領域に関する施設の状況)								
市の事業として年間30回程度(8・3月を除くほぼ毎週火曜)、園開放「あそぼう会」を実施しており、利用者から口頭で要望を聞いたり、運営委員会に参加している地域の子育て支援ネットワーク関係者から意見を聞くこともあるとのことである。ただし、事業への反映を明確に企図したものでは必ずしもないため、「あそぼう会」利用者へのアンケートや地域とのネットワークの活用など、より積極的な取り組みを期待したい。								
評価結果をふんだんにコメント								
園開放を引き続き行い、アンケートによって地域ニーズを把握したうえで検討し、事業に繋げていきます。								
これからも育児相談があればいつでも行っていきたいと思います。一時保育についても、子どもの状況を把握し保育していきます。								

評価結果報告書	施設名称	にいくら保育園	適用基準	「児童福祉施設における福祉サービスの第三者評価事業の指針について(通知)」 平成14年4月22日 鹿児発第0422001号別紙1に準拠
III 多様な子育てニーズへの対応／ 地域住民・関係機関との連携				
III-2 地域住民や関係機関・団体との連携				
III-2-(1) 保育所の役割を果たすために必要な地域の関係機関などの情報を収集し、それを職員が共有している。(33)				
【判断基準】 a) 地域の関係機関についての情報を収集し、それを職員が共有している。 b) — c) 地域の関係機関についての情報を収集しているが、それを職員が共有していない。 d) 地域の関係機関についての情報を収集していない。				
評価 a				
III-2-(2) 子どもの健康状況について、医療機関などに相談や連携ができる体制になっている。(34)				
【判断基準】 a) 子どもの健康状況について、医療機関などに相談や連携ができる体制になっている。 b) — c) — d) 医療機関などに相談や連携ができる体制になっていない。				
評価 a				
III-2-(3) 育児相談などに際して、児童相談所などの専門機関に相談や連携ができる体制になっている。(35)				
【判断基準】 a) 育児相談などに際して、児童相談所などの専門機関に相談や連携ができる体制になっている。 b) — c) — d) 児童相談所などの専門機関に相談や連携ができる体制になっていない。				
評価 a				
評価の根拠(この領域に関する施設の状況)				
市こども福祉課や医療機関、各専門機関、警察・消防など、保育園として日常的に関わりのある各機関の連絡先は一覧化され、事務室で情報を管理しており、必要な時に職員が参照できる状態となっている。また市内の子育てに関する関係機関が網羅された「和光市子育てガイドブック」があり、必要に応じて活用されている。				
評価結果をふまえた園のコメント				
地域の関係機関や専門機関との連携を引き続き行っています。				

評価結果報告書	施設名稱	にいくら保育園	適用基準	「児童福祉施設における福祉サービスの第三者評価事業の指針について(通知)」 平成14年4月22日 雇児発第0422001号別紙1に準拠
III 多様な子育てニーズへの対応／ 地域住民・関係機関との連携				
III-2 地域住民や関係機関・団体との連携				
III-2-(4) 小学校との間で、小学生と園児とが行事等で交流する機会を設けており、職員間の話し合い、研修などの連携の機会がある。(36)	【判断基準】	a) 小学校との間で、小学生と園児とが行事等で交流する機会を設けており、職員間の話し合い、研修などの連携の機会がある。 b) 小学校との間で、小学生と園児とが行事等で交流する機会、もしくは職員間の話し合い、研修などの連携の機会を設けている。 c) — d) 小学校との間での小学生と園児の交流または職員間の連携について、機会を設けていない。	評価	a
(地域や自治体の事情等により、小学校との交流・連携が困難である場合は、評価を行わず、特記欄にその旨記すこと)				
III-2-(5) 民生・児童委員や自治会等の地域団体と連携した取り組みを行っている。(37)	【判断基準】	a) 民生・児童委員や自治会等の地域団体と連携した取り組みを行っている。 b) — c) — d) 民生・児童委員や自治会等の地域団体と連携した取り組みを行っていない。	評価	a
III-2-(6) 近隣の人々に保育について理解を得たり、協力を依頼するなどの配慮をしている。(38)	【判断基準】	a) 近隣の人々に保育について理解を得たり、協力を依頼するなどの配慮をしている。 b) — c) — d) 近隣の人々に保育について理解を得たり、協力を依頼するなどの配慮をしていない。	評価	a
評価の根拠(この領域に関する施設の状況)				
地域の学童保育クラブとの交流の機会が年1～2回あり、5歳児が学区内の学童クラブに出向いたり、夏休みにクラブの小学生が来園して3～5歳児と交流したりしている。また5歳児が近隣の小学校を訪問して見学している他、学童クラブにポスターを掲示したり卒園児にハガキを出したりして園の夏祭りへの参加を呼びかけ、在園児の親子とともに楽しんでおり、学童クラブのイベントに園児が招かれることもある。さらには「あそぼう会」のイベントの中で、在園児の兄姉や学童クラブの小学生など、小学生対象の折り紙教室を行った実績がある。 職員においては市内の保育園職員による勉強会「保育問題研究会」において、小学校教諭を招いての交流会を実施しており、就学にあたっての相談や意見交換などをしている他、保育園が小学校に対して就学園児の情報を引き継ぐための書式として全国で検討が進められている「児童保育要録」に関して、市内の保育園園長会で小学校との合同会議を行っている。また市の取り組みとして、小・中学校教諭が初任者研修の一環として保育園を訪れている。				
民生・児童委員が苦情解決第三者委員となっている他、行事に招かれて来園している。運営委員に地域の農家の方が加わっており、芋掘りに向けた苗植えや栽培、収穫のための畑を貸してくれたり、農作物を分けてくれたり、また他の農業関係施設の紹介をしてくださるなどの協力が得られている。また幼稚園・保育園の他、地域の小中学校及び養護学校などが連携したネットワーク「和光市心の教育推進会議」に担当者を決めて参加し、「あいさつ運動」「花いっぱい運動」など、連携した取り組みを行っている。 夏祭りやお泊り保育、焼き芋会等の際には行事の趣旨を説明した書面などを近隣に配布し、理解を求める他、各種訓練の際にもフェンスに幕を下げて訓練中の旨を伝えるなどしている。				
評価結果をふまえた園のコメント				
小学校との連携について、学校側との話し合いを市内保育園と組んでより多く勧めたいと思っています。				
引き続き民生委員や運営委員など、地域の人々を交えることで保育園への理解や協力を得て取り組みが行えるよう努めています。				

評価結果報告書	施設名称	にいくら保育園	適用基準	「児童福祉施設における福祉サービスの第三者評価事業の指針について(通知)」 平成14年4月22日 鹿児発第0422001号別紙1に準拠
III 多様な子育てニーズへの対応／ 地域住民・関係機関との連携				
III-2 地域住民や関係機関・団体との連携				
III-2-(7) 中高生などの保育体験を受け入れるに当たり、受け入れの意義や方針が全職員に理解され、受け入れの担当者も決められている。(39)				
【判断基準】 a) 中高生などの保育体験を受け入れるに当たり、受け入れの意義や方針が全職員に理解され、受け入れの担当者も決められている。 b) — c) 中高生などの保育体験を受け入れるに当たり、受け入れの担当者が決められているが、受け入れの意義や方針に対する職員の理解が不十分である。 d) 中高生などの保育体験を受け入れるに当たり、受け入れの意義や方針を全職員に理解させるための取り組みが行われていない。 (地域の事情などから保育体験受け入れの必要や事例がない場合は、評価を行わず、特記欄にその旨付記すること)				
評価 b				
III-3 実習・ボランティア				
III-3-(1) 実習生を受け入れるに当たっては、受け入れの意義や方針が全職員に理解され、実習担当者も決められている。(40)				
【判断基準】 a) 実習生を受け入れるに当たり、受け入れの意義や方針が全職員に理解され、実習担当者も決められている。 b) — c) 実習生を受け入れるに当たり、実習担当者が決められているが、受け入れの意義や方針に対する職員の理解が不十分である。 d) 実習生を受け入れるに当たり、受け入れの意義や方針を全職員に理解させるための取り組みが行われていない。 (地域の事情などから保育体験受け入れの必要や事例がない場合は、評価を行わず、特記欄にその旨付記すること)				
評価 b				
III-3-(2) ボランティアを受け入れるに当たっては、受け入れの意義や方針が全職員に理解され、受け入れの担当者も決められている。(41)				
【判断基準】 a) ボランティアを受け入れるに当たり、受け入れの意義や方針が全職員に理解され、受け入れの担当者も決められている。 b) — c) ボランティアを受け入れるに当たり、実習担当者が決められているが、受け入れの意義や方針に対する職員の理解が不十分である。 d) ボランティアを受け入れるに当たり、受け入れの意義や方針を全職員に理解させるための取り組みが行われていない。 (園の方針や地域の事情などからボランティア受け入れの必要や事例がない場合は、評価を行わず、特記欄にその旨付記すること)				
評価 b				
評価の根拠(この領域に関する施設の状況)				
保育係長または主任が担当となって受け入れており、「実習・ボランティアの方への注意事項」にまとめられた実習生とボランティアに対する受け入れ時のオリエンテーション内容に基づいて本人に説明している。守秘義務や個人情報保護についても説明していることであるが、「実習・ボランティア～」には明記されていないため、確実な説明と意識の徹底を図る面では、改善の余地もあるかと思われる。実習生については受け入れ開始以降に実習内容などをスケジュール化して進めている。受け入れにあたっての意義・方針については、年度の最初の実習生・ボランティアの来園時に職員に説明していることだが、明文化はされておらず、全職員での共通理解という点ではさらなる取り組みが待たれる。訪問調査時点で、保育士実習として8名、他機関(教職員初任者研修、家裁調査官研修)10名、中高生の体験学習(15名)、夏季ボランティア(中高生、大学生)17名が来園している。 受け入れ時に保護者の理解を得たり、無用の不安を解消したりするための配慮として、来園する際には園便りで保護者にも伝えるとともに、本人に名札の着用を依頼することもあるとのことである。				
評価結果をふまえた園のコメント				
中高生などの保育体験や実習生受け入れ、ボランティアの協力など積極的に受け入れていたが、職員全体に意義や方針など改めての確認をしていなかった為、早急に全体職員会議にて改めて意義や方針を説明し確認し合った。				